

大阪南労働基準監督署発表
令和8年2月5日

【照会先】
大阪南労働基準監督署
(電話)
06-7688-5580

労働基準法違反の疑いで書類送検 (違法な時間外労働及び割増賃金不払いの疑い)

令和8年2月5日、大阪南労働基準監督署(署長 塩尻 ただし 公)は、下記のとおり、株式会社シクロほか2名を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- (1) 株式会社シクロ (以下「被疑会社」という。)
本店所在地 大阪市西成区鶴見橋
事業内容 訪問看護事業
(2) 同社部長A (以下「被疑者A」という。) ほか1名

2 違反条文等

被疑会社及び被疑者Aについて

労働基準法違反

- 同法第32条第1項
同法第32条第2項
同法第37条第1項
同法第119条第1号 (罰則)
同法第121条 (両罰)

3 事件の概要

令和5年9月1日から令和6年3月15日までの間、法定の除外事由がないにもかかわらず、被疑会社の労働者1名に対し、1週40時間、1日8時間を超えて労働させ、かつ、同期間にについて、通常の労働時間の賃金の計算額2割5分以上の率で計算した割増賃金を、被疑会社の労働者1名に対し、各所定支払日に支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

適用法条文は、別紙のとおり。

適用法条文

○労働基準法(抜粋)

第 32 条(労働時間)

- 1 使用者は、労働者に休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
- 2 使用者は、一週間の各日については、労働者に休憩時間を除き、一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

第 37 条(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

- 1 使用者は、第三十二条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

2~5 (略)

第 119 条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条(第七項を除く。)、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

二~四 (略)

第 121 条(両罰)

- 1 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

2(略)